



# 国立大学リスクマネジメント情報

2017(平成29)年4月号

<http://www.janu-s.co.jp/>

## 特集テーマ

## 学生の賠償責任と保険

新年度がスタートし、大学も新入生を迎え、学生生活が安心して送れるように、学生担当の部署を中心にあわただしくご対応のことと思います。学生生活で遭遇するトラブルについては弊誌 2015 (平成 27) 年 5 月号「学生生活のトラブル」で特集しておりますが、本号では、学生が事故を起こした際の賠償責任と対応する保険について解説いたします。

### 1. 学生を対象とした主な賠償責任保険

#### 1) 学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）

学研災（学生教育研究災害傷害保険）は、学生が教育研究活動中に被った災害に対して 必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実・発展に寄与することを趣旨として、昭和51年度から始められた災害補償制度で、低廉な保険料により、正課中、学校行事中、課外活動中、大学施設内のケガを補償する傷害保険として、全学生の加入が強く推奨されてます。

この「学研災」に加入した学生は、

- ◆ 学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）
- ◆ 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）
- ◆ 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）
- ◆ 学研災付帯海外留学保険（付帯海学）

に加入することができ、これらは、賠償責任を補償する保険であったり、補償の一部に賠償責任保険を含んでいます。

学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）は、

- ① 正課中
- ② 学校行事中
- ③ 正課、学校行事または課外活動のいずれかに位置付けて行われる、インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動中
- ④ 医学系実習中
- ⑤ 上記の往復

における学生の賠償責任を補償する保険です。（選択したコースにより補償範囲が異なります。）

#### 2) 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）は、学生のケガや病気を24時間補償する保険で、賠償責任についても、1) の付帯賠償で補償される部分を含め、24時間の学生生活が補償されます。

#### 3) 大学生協の学生賠償責任保険

大学生協の学生組合員が加入できる保険として学生賠償責任保険があります。こちらも、1) の付帯賠償で補償される部分を含め、24時間の賠償責任を補償しています。

※各保険の詳細については、ホームページやパンフレットでご確認ください。



## 2. 補償されない主な事故

1) でご紹介した3つの賠償責任保険は、正課中や実習中等、または24時間の賠償責任が補償対象となるとご説明しましたが、全ての事故が補償されるわけではありません。

これらの保険は、ケガや病気により相手の身体を損なう「身体障害」、相手の財産を壊してしまう「財物損壊」を補償事由としています。したがって、身体障害や財物損壊を伴うことなく経済的に損害（純粋経済損害）を与えてしまった場合、精神的に損害を与えてしまった場合（身体障害による慰謝料除く）には、補償されません。

また、故意の場合など免責となっている事故もあります。

### 1) 賃貸マンションやアパートの事故

借り受けたマンションやアパートで火災や水濡れ事故を起こした場合、貸主に対する賠償は、これらの保険（賠償責任部分）では補償されません。付帯学総の場合は、借家人賠償責任保険の付いたタイプ、大学生協の場合は火災共済に加入することが必要です。

### 2) 自動車事故

自動車や原付（原動機付自転車）で事故を起こした場合、これらの保険では、免責となるので、自動車保険に加入しておくことが必要です。家族や友達の自動車を借りて運転する場合、加入している自動車保険では補償の限定があり補償されないことが考えられます。スマホで簡単に1日だけ入れる自動車保険を各保険会社が販売しているので、必ず自動車保険に加入しましょう。

なお、自転車（電動アシスト含む）については、補償対象となります。

### 3) 不正ダウンロード、著作権侵害

ソフトやアプリを不正にダウンロードしたり、レポートや論文作成等で他人の著作物を違法にコピーして利用した場合、相手方から損害賠償を求められても、経済的損害、精神的損害となるため、これらの保険では補償されません。このような不正行為や犯罪による賠償責任を補償する保険はありません。

### 4) インターネットでのウイルス感染等

スマホや所有するパソコンがウイルスに感染し、乗っ取られる等して利用された場合、損害を受けた被害者から賠償を求められることも考えられます。このような損害は経済的損害、精神的損害となり、これらの保険では補償されません。OSを常に最新のものにアップデートし、ウイルス対策ソフトを導入する対応が必要です。

また、SNSの利用についても、大学のガイドライン等を参考に細心の注意を払うことが求められます。

### 5) セクシュアルハラスメント、ストーカー

セクシュアルハラスメントやストーカー行為により、相手に不快感や恐怖を与えたとしても精神的損害となり、これらの保険では補償されません。仮に相手を傷つけてしまった場合でも、故意に損害を与えたことになり免責となります。もちろん、このような行為を行ったことに対する保険はありません。

### 6) 秘密情報、個人情報の漏えい

アルバイト先やインターンシップで知ることとなった秘密情報や個人情報について、書類や保存媒体をうっかり置き忘れたり、誤送信等により漏らしてしまったような場合も、経済的損害、精神的損害となりこれらの保険では補償されません。

なお、付帯賠償のLコース（法科大学院生教育研究賠償責任保険）では、人格権の侵害（精神的損害）が補償されます。



事故状況と内容		付帯賠償	付帯学総	大学生協の賠償責任保険
身 財 体 物 障 害 壊	正課中等※	○	○	
	上記以外	×	○	
	1) 賃貸住宅事故	×	借家人賠償責任保 険付きのプランを 選択	×
	2) 自動車事故		×	自動車保険に加入
精 神 的 損 害	3) 著作権侵害		×	
	4) インターネット賠償		×	
	5) セクハラ、ストーカー		×	
	6) 秘密、個人情報漏えい	△ Lコースは 人格権侵害補償	×	△ 正課の講義等

※ 正課中等については、1頁1. 1) 参照。

### 3. 無給研究員の賠償責任保険

無給で研究に従事しているオーバードクター等は、学研災に加入できないため付帯賠償、付帯学総に入ることができません。大学生協の賠償責任保険も学生組合員ではないため加入できません。

このような方が実験中に事故を起こして賠償責任を負うことが想定される場合、賠償責任保険への加入を考える必要がありますが、賠償責任保険だけに個人で加入できる商品は一般的に販売されていません。

国大協サービスでは、このような方のため、大学、学部・研究科、研究所等が契約者となり加入する傷害保険、賠償責任保険をご案内しておりますので、ご相談ください。

なお、日本学術振興会の特別研究員（PD）については、学研災、付帯賠償、付帯学総に加入することができますので、ご確認ください。

#### <参考>

リスク対応セミナー 開催報告・資料 (独)日本学生支援機構  
⇒ [http://www.jasso.go.jp/gakusei/about/seminar\\_risk/index.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/about/seminar_risk/index.html)

大学生活における「トラブルの事例と解決策」「マナーと心得」「悩みと相談」等に関する事例集 (独)日本学生支援機構 平成19.3作成  
⇒ [http://www.jasso.go.jp/gakusei\\_shien/trouble.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei_shien/trouble.html)

『大学生が狙われる50の危険』(三菱総合研究所、全国大学生生活協同組合連合会、全国大学生協共済生活協同組合連合会) 青春出版 2017.2

国立大学リスクマネジメント情報  
2015(平成27)年 5月号 「学生生活とトラブル」  
2014(平成26)年 2月号 「無給研究員等の事故と保険」

H27.3月

大学リスクマネジメント News PickUp

<Web上のニュースから検索>

#### <大学の管理・経営>

- 3.24 国家公務員退職手当法の改正に合わせて退職金を引き下げたのは不当として、○大学を退職した元教授2人が引き下げ分の支払いを大学に求めている裁判で、地裁は請求を棄却。
- 3.29 ○大学の教授が、入試で得点を操作する不正があったと外部に情報提供したことにより、大学から停職の処分を受けたのは違法だと訴えていた裁判で、地裁は、そう信じる正当な理由があったとして処分無効とする判決。
- 3.29 厚労省は、保険適用外の腹腔鏡手術等の診療報酬請求をしたとして、○大学病院に対して戒告の行政処分。
- 3.30 定年退職後も継続雇用されていた教授ら14人が一方的に給料を減額されたのは不当として、減額分の賃金や慰謝料などを求めた訴訟で、地裁は代替措置や経過措置を全く講じていないなどとして○大学側に計1億400万円の支払いを命じる判決。



<事件・事故>

- 3. 13 空き家となっている住宅で女子高生が殺害された事件で事件に関わった疑いがもたれている学生が通う〇大学が会見を開き、理事が責任を痛感しており、被害者と家族にお悔やみを申し上げますと述べる。
- 3. 28 〇大学病院で脳腫瘍の治療を受けていた患者が死亡したのは、事前にリスクの説明がないまま、めまいなどを抑える薬を通常の16倍投与されたことが原因だったとして、遺族が医師と大学を提訴。

<入試等ミス>

- 3. 2 〇大学は、一般入試・前期日程の理科の問題で出題ミス(正しい答えを導くための前提条件が不十分)があったと発表。ミスがあった設問は採点の対象から除外。
- 3. 6 〇大学は、2月に実施した入試で出題ミス(出題範囲を超える出題)があったと発表。募集定員を3人上回る68人を合格とした。
- 3. 10 〇大学は、2月に実施した入試で、受験者の答案用紙4枚のうちの1枚を紛失したと発表。回収の際に枚数確認を怠ったのが原因。大学入試制度の信頼を失う事態として学長が陳謝。
- 3. 22 〇大学は、昨年2月の入試で、追加合格していた学生1人を不合格とするミスがあったと発表。昨年の5月、大学が入試の成績開示を行ったところ、学生の保護者からの指摘で発覚。文科省への報告、公表を行っていなかったが内部通報があり学内のコンプライアンス委員会が調査し公表。

<情報セキュリティ>

- 3. 10 〇大学は、アカウント管理サーバにあった氏名、メールアドレス、暗号化されたパスワードなど4万3103件の情報が不正アクセスによって流出したと発表。
- 3. 23 〇大学の職員が、入試結果や学生の成績など計54人分の個人情報に記載された書類を、電車で紛失。

<ハラスメント>

- 3. 11 〇大学は、教員が学生1名に対し教育上あってはならない不適切な発言により精神的な苦痛を与えたとしてけん責の懲戒処分。
- 3. 29 〇大学は、女性医師が寝ていた当直室のベッドに入り、抱きついてキスをしようとするなどのセクハラ行為をしたとして、付属病院の医師を減給処分。
- 3. 31 〇大学は、同大短期大学の男性教授を減給の懲戒処分。ゼミの学生6人に対しレポートを「つまらない」となじったり、「アホか」というメールを送るなどを行い、女子学生1人が自主退学。
- 3. 31 〇大学は、大学院生をメールで威嚇するなどパワハラを繰り返したとして、教授を停職6か月の懲戒処分。

<学生・教職員の不祥事>

- 3. 6 英国で研修したかのように装って虚偽の旅費を申請し、大学から約34万円をだまし取ったとして、詐欺の疑いで〇大学の准教授が逮捕。
- 3. 24 開校を計画していた小学校の爆破を予告する書き込みをインターネットの掲示板に行ったとして、〇大学の非常勤講師が威力業務妨害の疑いで書類送検され、大学から免職処分。

<不正行為>

- 3. 3 〇大学は、3年前、元教授のグループが発表した論文33本にねつ造、改ざんの不正が見つかった問題で、元教授ら4人を懲戒解雇相当、元助教1人を諭旨解雇相当とする処分を発表。
- 3. 14 〇大学は、昨年10月に懲戒解雇した教授の研究不正について、国際学会での発表における先行研究の盗用2回、論文や学会発表で二重投稿などの不正があったと発表。
- 3. 14 文科省は、〇大学の調査委員会が、特命教授が元指導学生の修士論文を適切な引用表示なく流用したと認定したことを公表。
- 3. 30 〇大学は、准教授が書いた論文3本と共著の書籍に盗用があったと発表。
- 3. 31 〇大学は、研究員が論文2本にデータを改ざんする不正があったと発表。

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただきます。(無料) 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒ <http://www.janu-s.co.jp/>

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。  
⇒ [info@janu-s.co.jp](mailto:info@janu-s.co.jp)

バックナンバー

- 17. 3月 無期雇用への転換
  - 17. 2月 国大協保険FAQ(その3)
  - 17. 1月 国際交流特約の次年度改定
  - 16. 12月 熊本地震と大学の対応
  - 16. 11月 外国人留学生の新たな保険
  - 16. 10月 停電によるリスクと保険
  - 16. 9月 麻しんの感染拡大
  - 16. 8月 損害賠償額と訴訟費用
- ※弊社ホームページからダウンロードできます。

発行 有限会社 国大協サービス  
東京都千代田区神田錦町3-2-3

協力 株式会社インターリスク総研  
三井住友海上火災保険株式会社